

## 介 護 保 険 施 設 の 比 較

| 区 分                       | 介護老人福祉施設  | 介護老人保健施設   | 介護療養型医療施設  |
|---------------------------|---|--|--|
| 開 設 者                     | 社会福祉法人<br>地方公共団体  | 医療法人、社会福祉法人、地方公共団体、その他厚生省告示で定める者   | 医療法人、国、地方公共団体、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社、社会保険関係団体、医師等  |
| 開設許可等                     | 都道府県知事の指定   | 都道府県知事の許可  | 都道府県知事の指定  |
| 対 象 者                     | 常時介護が必要で在宅生活が困難な要介護者  | 病状安定期にあり、入院治療をする必要はないがリハビリ、看護・介護を必要とする要介護者   | 病状が安定している長期療養患者で、医学的管理が必要な要介護者   |
| 利用手続                      | 施設と個人の契約  | 施設と個人の契約   | 病院もしくは診療所と個人の契約  |
| 費用の支払                     | 介護福祉施設サービス費の支給及び利用者負担   | 介護保健施設サービス費の支給及び利用者負担  | 介護療養施設サービス費の支給及び利用者負担  |
| 利用者負担                     | 費用（サービスの種類ごとに定められる基準額）の1割を負担<br>居住費・食事負担 原則自己負担（ただし、市町村民税世帯非課税者等については、その所得に応じた負担限度額）<br>日常生活費負担 |  |  |
| 給付財源                      | 国（20%）<br>県（17.5%）<br>市町村（12.5%）<br>第1号被保険者保険料（21%）<br>第2号被保険者保険料（29%）                          |  |  |
| 施設基準                      | 居室<br>（1人当たり10.65㎡以上）<br>医務室、機能回復訓練室、食堂、浴室等<br><br>廊下幅<br>片廊下 1. 8m以上<br>中廊下 2. 7m以上            | 療養室<br>（1人当たり8㎡以上）<br>診察室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室等<br><br>廊下幅<br>片廊下 1. 8m以上<br>中廊下 2. 7m以上              | 病室<br>（1人当たり6.4㎡以上）<br>診察室、手術室、処置室、臨床検査室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室等<br>廊下幅<br>片廊下 1. 8m以上<br>中廊下 2. 7m以上 |
| スタッフ<br>（入所者100人当たりの配置人員） | 医師（非常勤可） 1人<br>看護職員 3人<br>介護職員 31人<br>生活指導員 1人<br>機能訓練指導員 1人<br>介護支援専門員 1人<br>栄養士 1人            | 医師（常勤） 1人<br>看護職員 9人<br>介護職員 25人<br>理学療法士又は作業療法士 1人<br>支援相談員 1人<br>介護支援専門員 1人<br>栄養士 1人<br>薬剤師 等 | 医師 3人以上<br>看護職員 17人以上<br>看護補助者 17人以上<br>薬剤師、栄養士、診療放射線技師等<br>（病院の療養病床にかかる部分のみ）                  |

※「施設基準」及び「スタッフ」欄は小規模施設を除いた新設の場合である。